

この用紙は、外部立会人への業務周知用に活用してください。

■投票立会人のみなさまへ（指定病院等における不在者投票立会人用）■

職務の概要

選挙人の投票の秘密を守り、選挙の公正を保持することです。

選挙人の自由な意思によって公正かつ適切に投票が行われなければ、選挙の公正を保持することができません。

1 投票立会人の心構え

投票立会人は、不在者投票管理者のもとで投票事務の公正を確保するため公益代表として投票事務全般に立ち会うという重要な職責を担うものです。

特に、次の点には十分ご留意くださるようお願いします。

- (1) 定刻までに必ず参会すること。やむを得ない事情があつて定刻までに参会できないときは、速やかに不在者投票管理者（指定病院等）に連絡してください。
- (2) 投票立会人は、投票事務が公正、的確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思により投票することができるよう、不在者投票管理者に意見を申し出るなど不在者投票管理者に協力していただくことが大切です。
なお、不在者投票管理者に意見を申し出る場合は、一方で投票手続きが進行中ですので、簡潔に要領よく申し述べるようお願いします。
- (3) 真にやむを得ない理由がある場合以外には投票所から出ないようにしてください。やむを得ず不在者投票記載場所の外に出るときは、不在者投票管理者に連絡のうえ投票立会人の定足数（1人）が欠けることがないようご注意ください。
- (4) 病気その他やむを得ない事故等正当な理由がなく辞職することないようにしてください。また、その職務を怠ることがないようお願いします。

2 投票立会人の役割

投票事務全般に参加するとともに、投票事務が公正に行われるよう立ち会うことがその役割であり、その事務の主なものは次のとおりです。

- (1) 次の場合に意見を述べること。
 - ア 代理投票を拒否することについて意見を求められたとき。
 - イ 代理投票補助者の選任について意見を求められたとき。
 - ウ 選挙人が代理投票を認められたことについて異議を述べること。
- (2) 不在者投票用封筒に署名（自署）すること。